

東海市告示第83号

令和6年度東海市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による倒壊等の被害を防止するため、旧基準非木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、市の予算の範囲内で補助金を交付することにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって市民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非木造住宅耐震改修費補助事業 この要綱に基づく国庫補助金及び県補助金を受けて実施する非木造住宅の耐震改修工事への補助事業をいう。
- (2) 旧基準非木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の構造の住宅で、戸建て、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものにあつては、その用途に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの及び特殊な構造（組積造、補強コンクリートブロック造等）であるものを除く。
- (3) 大規模共同住宅 旧基準非木造住宅のうち共同住宅で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

イ 延べ床面積が1,000平方メートル以上で、地階を除く階数が原則として3階以上であること。

- (4) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士であるものをいう。ただし、同法第3条第1項に規定する建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。
- (5) 耐震診断 耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術上の指針」という。）に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (6) 耐震改修工事 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断されたものについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づく計画の認定又は愛知県知事が専門的機能を有すると認める機関の評価を受けた上で行う耐震改修工事（別表1に定めるものに限る。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に営業所等を有する法人であること。
- (2) 耐震改修工事を行う住宅の所有権を有する個人（現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られるものを含む。）又は法人（区分所有住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）その他市長が適当と認める者であること。
- (3) 区分所有の共同住宅の場合は、管理組合で合意が得られていること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる耐震改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を満たす工事とする。

- (1) 耐震診断により I s 値（構造耐震指標）が 0.6 未満又は q 値（保有水平耐力）が 1.0 未満の旧基準非木造住宅に係る工事であること。
- (2) 別表 1 に定める耐震改修工事に要する経費（以下「耐震改修工事費」という。）が 5 万円以上の工事であること。
- (3) 耐震改修工事完了後における当該住宅の I s 値（構造耐震指標）が 0.6 以上かつ q 値（保有水平耐力）が 1.0 以上となることが見込まれる工事であること。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ非木造住宅耐震改修費補助事業に係る事前相談書にその他市長が必要と認める書類を添付して、令和 6 年 12 月 13 日までに市長に提出しなければならない。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事及びその監理に要する費用とする。

(補助対象工事の完了)

第7条 補助対象工事は、令和 7 年 3 月 14 日までに完了するものでなければならない。

(補助金の額)

第8条 一戸当たり（長屋又は共同住宅の場合は、一棟当たり）の補助金の額は、別表 2 による。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して、令和 6 年 4 月 15 日から令和 7 年 1 月 15 日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 前項の場合において補助金の交付額（補助金確定前は内定額とする。）の合計額が予算の範囲を超えたときは、市長は申請を受理しないことができる。

(補助金の変更申請)

第10条 申請者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第11条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第12条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が耐震改修工事を中止しようとする場合は、中止届を市長に提出しなければならない。

(完了届)

第13条 補助事業者は、補助対象工事の施行を完了したときは、完了の日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月14日までのいずれか早い日までに、完了届を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第14条 市長は、前条の完了届を受理したときは、現地調査を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(適用除外)

第17条 この要綱により補助金の交付を受けて耐震改修工事を行った住宅については、この要綱及びこれに相当する要綱による補助金の交付を申請することができない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1（第2条、第4条関係）

	耐震改修工事	工事監理
耐震改修工事の監理		工事監理
I s 値（構造耐震指標）又は q 値（保有水平耐力）の評価を向上させる目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体工事（鉄骨工事、コンクリート工事等） ・ 基礎工事（土工事を含む。） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事） 	
その他の改修工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事	

別表2（第8条関係）

種類		補助対象経費	金額
耐震改修工事に対する助成額	耐震改修工事（戸建て住宅）	耐震改修工事に要する経費	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震改修工事費（耐震改修に附帯する工事を含む。）に5分の4の割合を乗じて得た額（その額が90万円を超える場合は、90万円） (2) 工事監理費に5分の4の割合を乗じて得た額（その額が10万円を超える場合は、10万円） (3) 租税特別措置法（昭和3

		2年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 (以下「所得税額の特別控除の額」という。)
耐震改修工事 (長屋及び共同住宅)	耐震改修工事に要する経費。ただし、次に掲げる額を超える場合はその額とする。 (1) 耐震改修工事に要する費用が延べ面積に1㎡当たり33,500円	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震改修工事費(耐震改修に附帯する工事を含む。)及び設計監理費を合算した額 (その額は耐震改修工事費に5分の4の割合を乗じて得た額を超えない額とし、当該額が戸当たり100万円を超える場合は、100万円に戸数を乗じた額) (2) 所得税額の特別控除の額
耐震改修工事 (大規模共同住宅)	耐震改修工事に要する経費。ただし、次に掲げる額を超える場合はその額とする。 (1) 耐震改修工事に要する費用が延べ面積に1㎡当たり49,300円を乗じた額	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震改修工事費を23パーセントの割合で乗じて得た額(その額が戸当たり80万円を超える場合は、80万円に戸数を乗じた額) (2) 工事監理費に3分の2の割合を乗じて得た額(その額が戸当たり10万円を超える場合は、10万円に戸数を乗じた額)

			(3) 附帯工事費(その額と(1)の額を合計した額が戸当たり80万円を超える場合は、80万円に戸数を乗じた額から(1)の額を控除した額) (4) 所得税額の特別控除の額
補助金の額	耐震改修工事		耐震改修工事に対する助成額から所得税額の特別控除の額を控除した額

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額を補助金の額とする。